

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県危機管理監関係補助金交付要綱の一部改正
 - ・地方卸売市場長崎魚市場施設使用料の徴収事務の委託
 - ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名
 防災企画課
 水産加工流通課
 警察本部会計課

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ・一般競争入札の実施

漁業振興課
 警察本部会計課

告 示

長崎県告示第310号

長崎県危機管理監関係補助金交付要綱（平成19年長崎県告示第290号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
長崎県危機管理部関係補助金交付要綱 (趣旨)						長崎県危機管理監関係補助金交付要綱 (趣旨)					
第1条 危機管理部の所管に係る補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。						第1条 危機管理監の所管に係る補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 防災企画課関係						1 危機管理課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
						1	米海軍佐世保基地内大学就学事業費補助金	日米の友好親善と国際性豊かな人材育成を目的し、米海軍佐世保基地内にある大学への県	米海軍佐世保基地内大学への県民の就学を推進する米海軍佐世保基地内大学就学実行委員会の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	米海軍佐世保基地内大学就学実行委員会

1	長崎県 原子力 災害対 策事業 費補助 金	原子力防 災対策の 充実・強 化を図 る。	原子力災害時に 備え、早期避難 が困難な住民等 が一時的に避難 する屋内退避施 設の放射線防護 対策及び資機材 の整備（維持管 理含む。）に要 する経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	市町 屋内退避 施設を所 有する団 体
2	長崎県 原子力 災害対 策事業 費補助 金	原子力防 災対策の 充実・強 化を図 る。	原子力災害時 に、即時避難が 困難な離島・半 島地域の要配慮 者施設等に対し て、屋内退避の 実施を可能にす るために市町が 要する経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	市町
2 基地対策・国民保護課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1	米海軍 佐世保 基地内 大学就 学事業 費補助 金	日米の友 好親善と 国際性豊 かな人材 育成を目 指し、米 海軍佐世 保基地内 にある大 学への県 民の就学 を推進す る。	米海軍佐世保基 地内大学への県 民の就学を推進 する米海軍佐世 保基地内大学就 学実行委員会の 運営に要する経 費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	米海軍佐 世保基地 内大学就 学実行委 員会
3 消防保安室関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～2 略					
2 消防保安室関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～2 略					
3	長崎県 消防団 充実強 化促進 事業費 補助金	地域にお ける消防 団への支 援並びに 女性及び 若者の消 防団への 加入を図 り、消防 団の充実 強化を促 進するこ とによ り、安 全・安心 な社会の 実現を目 指す。	補助対象者が実 施する消防団の 充実強化のため の事業（県が選 定するものに限 る。）の実施に 要する経費 (1) 消防団活動 広報事業 (2) 若手団員・ 女性団員・機 能別団員確保 促進事業 (3) 消防団組織 強化支援事業 (4) 消防団活動 支援事業	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	市町

長崎県告示第311号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市京泊3丁目3番1号
一般社団法人 長崎魚市場協会
- 3 委託事務の内容
長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）別表に定める使用料（通過物使用料及び受託物使用料を除く。）の徴収
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第312号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類
調達する物品の種類（数量は年間購入予定数量）は、次のとおりとする。
複合機用トナーカートリッジ外

トナーカートリッジ	黒色	CT202630	270本
トナーカートリッジ	青色	CT202631	200本
トナーカートリッジ	赤色	CT202632	220本
トナーカートリッジ	黄色	CT202633	200本
トナーカートリッジ	黒色	CT203138	110本
トナーカートリッジ	青色	CT203139	90本
トナーカートリッジ	赤色	CT203140	90本
トナーカートリッジ	黄色	CT203141	90本
ドラムカートリッジ		CT351104	200本
トナー回収ボトル		CWAA0901	390本
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年4月26日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電話〕 095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上県町西津屋890番地

阿比留 健

長崎県対馬市上県町佐護西里2655番地

永田 一美

(2) 加入区

佐須奈加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

佐須奈漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上県町佐須奈乙1164番地3

佐須奈漁業協同組合

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入（単価契約）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品、規格及び年間予定数量

複合機用トナーカートリッジ外

① トナーカートリッジ 黒色 CT202630 270本

②	トナーカートリッジ	青色	CT202631	200本
③	トナーカートリッジ	赤色	CT202632	220本
④	トナーカートリッジ	黄色	CT202633	200本
⑤	トナーカートリッジ	黒色	CT203138	110本
⑥	トナーカートリッジ	青色	CT203139	90本
⑦	トナーカートリッジ	赤色	CT203140	90本
⑧	トナーカートリッジ	黄色	CT203141	90本
⑨	ドラムカートリッジ		CT351104	200本
⑩	トナー回収ボトル		CWAA0901	390本

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所及び条件

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物件ごとに一括して入札に付する。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

また、1年間の納入実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和3年長崎県告示第383号、令和4年長崎県告示第332号、令和5年長崎県告示第312号）の規定による資格を開札日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年4月26日（水）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（電話）095-820-0110（内線2231）

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書によるものとする。
- (2) 入札説明書の交付期間は、この公告の日から令和5年5月22日（月）17時00分まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）に定める休日を除く。）とする。
- (3) 入札説明書の交付場所は、4の部局等とする。
- (4) 入札説明会を行わない。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階入札室

（日時）令和5年5月30日（火）14時00分

開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

（受領期限）令和5年5月29日（月）17時00分（必着）

（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内に必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価が長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価の制限の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を契約の相手方とする。
 (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 落札決定の取消

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止の措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
 (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (3) 調達手続の停止等
 この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Unit-price contract of consumption articles for toner cartridge
 (2) The term of contract:
 As shown in the specification document
 (3) Place of delivery:
 As shown in the specification document
 (4) Time-limit for the submission of tender by registered mail:
 PM5:00 May 29, 2023
 (5) Date and time for the opening of tender:
 PM2:00 May 30, 2023
 (6) Point of contact:
 3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
 Finance Division
 Police Administration Department
 Nagasaki Prefectural Police Tel 095-820-0110 ext 2231

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町
八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
リ
ン
弥ト